

第 22 期

大分海区漁業調整委員会

第 8 回委員会

議 事 錄

開催日時 令和 4 年 3 月 18 日（金） 午後 2 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第22期大分海区漁業調整委員会第8回委員会議事録

1. 開催日時 令和4年3月18日(金) 午後2時00分

2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室

3. 出席委員 小野眞一(会長、議長)
阿部貴史
藤本昭夫
齋藤信二
須川直樹
渡邊英敏
疋田一則
清家皆一
山本勇
小野裕佳
濱田貴史
阿部義広
森崎真吾
山尾和久
本庄新

欠席委員 無し

事務局 大塚事務局長、大石事務局次長、三ヶ尻主幹、大竹主任

農林水産部 景平審議監

漁業管理課 高野課長、甲斐主任

水産振興課 倉橋課長補佐、安部主任

臨席者 大分県遊漁船業協同組合 有馬末正、別府湾船釣り連合会
庄司定松、大分県つり団体協議会 梅野朋洋

4. 議事録署名委員 藤本昭夫委員、森崎真吾委員

5. 協議事項及び審議の結果

第1号議案 審議の結果	別府湾南部海域における漁法の制限について 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第2号議案 審議の結果	別府湾南部海域におけるあみ等のまきえを使用して行う船釣り等の禁止について 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第3号議案 審議の結果	大分県海域におけるあみ等のまきえの使用禁止について 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第4号議案 審議の結果	津久見市無垢島周辺海域における漁法の制限について 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第5号議案 審議の結果	伊予灘及び豊後水道北部におけるまこがれいの採捕の禁止について 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第6号議案 審議の結果	豊後水道北部におけるいさきの採捕の禁止について 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第7号議案 審議の結果	知事管理漁獲可能量の設定について 異議のない旨答申することに決した

6. 審議概要

事務局長　　ただいまから、第22期第8回大分海区漁業調整委員会を開会します。

事務局の大塚です。本日もよろしくお願いします。

はじめに、本日の委員の出席状況ですが、15名中15名の委員が出席され、過半数を超えておりますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、景平審議監から挨拶を申し上げます。

景平審議監　（　あいさつ　）

事務局長　　ありがとうございました。

それでは議事に入ります前に、資料の確認をいたします。

本日は「議案書」と資料①、資料②の合計3部をお配りしています。不足がある場合は事務局にお知らせください。

それでは、委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野会長に以後の議事進行をお願いいたします。

議　　長　　議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。
藤本委員と森崎委員にお願いします。

それでは議事に移ります。

第1号議案の「別府湾南部海域における漁法の制限について」と第2号議案の「別府湾南部海域におけるあみ等のまきえを使用して行う船釣り等の禁止について」は関連がありますので、一括して審議することとします。事務局から提案理由を説明してください。

事務局長

それでは、第1号議案と第2号議案を一括して、ご説明します。

議案書の5ページをお開きください。

第1号議案は、別府湾南部海域における漁業と遊漁の円滑な漁場利用関係を確保するため、委員会指示により当該海域での投錨をして（アンカーを打って）行う船釣りを禁止するものです。

次に、議案書の9ページをお開きください。

第2号議案ですが、第1号議案と同様の目的で、委員会指示によりあみ等のまきえを使用する船釣り等を禁止するものです。

この2つの委員会指示の禁止期間及び有効期間が本年5月31日で終了するため、新たに6月1日から翌年5月31日までを期間とする委員会指示を発出するとともに、第2号議案では承認事務取扱要領を改めます。

なお、この2つの議案は2月25日開催の別府湾南部海域漁場利用調整連絡協議会及び3月11日開催の大分県海面利用協議会での協議を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

6ページにお戻り下さい。大分県海面利用協議会長からの委員会指示発出の依頼書です。

中段「記」以下の1から6までの番号が、それぞれ第1号議案から第6号議案までとなります。

7ページをご覧下さい。

第1号議案の投錨をして行う船釣りの禁止区域は図中の斜線の海域となります。

次の8ページをお開きください。委員会指示案をお示ししていますが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

次に、10ページをお開きください。

第2号議案の「完全まきえ船釣り等禁止区域」は、濃く塗りつぶしている海域となります。

その「完全まきえ船釣り等禁止区域」の海域を除いたチェック模様で表示している海域に限って、委員会が承認した船舶に限

り、まきえ船釣りを認めています。

11ページと12ページに委員会指示案を載せています。

有効期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

また、13ページから17ページは、このまきえ船釣り等承認事務取扱要領案となっており、内容については、期間の更新以外は、例年と同じ内容です。

18ページから21ページが来年度の漁場利用協定書案です。

2月25日に開催されました別府湾南部海域漁場利用調整連絡協議会で昨年と同じ内容で引き続き締結される旨決定していますので、新年度になりましたら調印される予定です。なお、大分県海上安全協会は、ここ数年別府湾南部海域の利用実態がないということで、別府湾南部海域漁場利用調整連絡協議会の会員を脱退しているため、昨年の協定書から名前が入っておりません。

次に、23ページをお開きください。別府湾南部海域におけるまきえ船釣り等の承認状況ですが、12月の委員会で報告して以降に4件が追加され、累計で379件となっています。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第1号議案と第2号議案につきまして、ご意見・ご質問はありますか。

特にご意見もないようですので、第1号議案及び第2号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議がないようですので、第1号議案及び第2号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第3号議案の「大分県海域におけるあみ等のまきえの使用禁止について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、議案書の26ページをお開きください。

第3号議案は、委員会指示により、5つの海域においてあみ等のまきえの使用を禁止するものです。

この委員会指示の禁止期間が本年3月31日で終了するため、新たに4月1日から翌年3月31日までを期間とする委員会指示を発出するものです。

なお、本議案については、2月15日開催の豊後水道北部海面利用地区協議会、2月17日開催の豊後水道南部海面利用地区協議会及び3月11日開催の大分県海面利用協議会での協議を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

具体的な指示内容を地区別にご説明します。

最初に、27ページは、(1)佐賀閾半島地区です。格子模様を付けた高島及び牛島の全域は、いそ釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

また、波線模様を付けた海域では、船釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

次の28ページが、(2)津久見市四浦地区と(3)保戸島地区です。津久見市四浦半島の南側格子模様を付けた海域では、いそ釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

また、津久見市保戸島から高甲岩灯台までの格子模様を付けた海域では、いそ釣りのすべてのまきえの使用を禁止するものです。

さらに、波線で示しています海域では、船釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

次に、29ページをご覧下さい。(4)津久見市無垢島と保戸島との間の海域ですが、通称スカ漁場と言われています。

このスカ漁場では、船釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

次に、30ページをお開き下さい。(5)佐伯市鶴見地区です。図中左の宇戸島の右にあります女郎崎から地蔵崎の間と大ばえから鶴見と米水津の境界の間までの格子模様を付けた半島の沿岸ではいそ釣り、波線の海域では船釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

次に、これらの委員会指示案を31ページと32ページに載せていますが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局から説明がありましたが、第3号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第3号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同

(異議なし)

議長

異議がないようですので、第3号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第4号議案の「津久見市無垢島周辺海域における漁法の制限について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長

それでは、議案書の33ページをお開きください。

第4号議案は、津久見市無垢島周辺海域における漁業と遊漁の円滑な漁場利用関係を確保するため、委員会指示により、投錨して行う船釣り及びまきえを使用して行う船釣りを禁止するものです。

この委員会指示の禁止期間が本年3月31日で終了するため、新たに4月1日から翌年3月31日までを期間とする委員会指示を発出するものです。

なお、本議案については、2月15日開催の豊後水道北部海面利用地区協議会及び3月11日開催の大分県海面利用協議会での協議を経て、会長宛に委員会指示の発出が要請されています。

34ページをお開きください。委員会指示の対象海域は、無垢島の北側及び東側の模様を付けている海域で、委員会指示によりイカ釣りを除く投錨して行う船釣りと、おきあみを含むあみのまきえを使用する船釣りが禁止するものです。

委員会指示案を35ページにお示ししていますが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。以上で説明を終わります。

議長

事務局から説明がありましたが、第4号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

遊漁とのトラブルはあるのですか。

事務局長

まきえの使用の分に関しては、年間に数件はあります。特に別府湾南部や佐賀闕でまきえを使っているという情報があって、取締船が現認に向かうことがあるんですが、トラブルや違反を実際に現認したりというところまでは至っておりませんが、佐賀闕の関係者に聞くと、まきえだけではなくて、飼付漁業権付近のぶり釣り、まきえは使わないですがルアーワニ等で飼付漁業権の対象種であるぶりを狙っているというような実態はあるようで、漁業と遊漁の間のトラブルまでには至ってませんが、その芽というの今は今もあるようなことだと思います。

議長 特にご意見もないようですので、第4号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議がないようですので、第4号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第5号議案の「伊予灘及び豊後水道北部におけるまこがれいの採捕の禁止について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、議案書の36ページをお開きください。

第5号議案は、委員会指示により伊予灘及び豊後水道北部の大分県海域において、全長15センチメートル以下のまこがれいの採捕を禁止するものです。

この委員会指示の禁止期間が本年3月31日で終了するため、新たに4月1日から翌年3月31日までを期間とする委員会指示を発出するものです。

なお、本議案については、2月10日開催の豊後灘海面利用地区協議会、2月15日開催の豊後水道北部海面利用地区協議会、2月25日開催の別府湾南部海域漁場利用調整連絡協議会及び3月11日開催の大分県海面利用協議会を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

37ページの斜線部分が対象海域となります。

次の38ページに委員会指示の案を掲載していますが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

39ページにまこがれいの漁獲量のグラフと放流量を掲載しています。まこがれいの漁獲量については、公表されたデータとしては、平成18年までしかありませんので、それ以降については、マコガレイの水揚量が把握できる県漁協2支店の漁獲量を示しています。これらのグラフから平成7年以降、漁獲量は減少傾向ですが、近年は横ばい傾向であり、放流と資源管理により漁獲が維持されているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第5号議案につきましてご意見・ご質問はありますか。

禁止区域が豊前海と豊後水道南部にないのはなぜですか。

事務局長

豊後水道南部はまこがれいがあまり生息していないので、委員会指示をかけてまで小型個体を保護するという議論には至りませんでした。豊前海は山口県や福岡県と3県共通海域を持ってまして、そちらの方で從来から資源回復計画を作つて別枠で資源管理措置を講じてきた経緯があります。その中では、まこがれいについては、こういう制限を設けて規制をするというよりは、漁具の改良等で資源保護方策を講じていこうとなつております。豊前海ではこういった委員会指示の議論には至つてなかったという経緯があります。

議 長

分かりました。他にご意見もないようですので、第5号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同

(異議なし)

議 長

異議がないようですので、第5号議案については原案のとおり委員会指示を発出することといたします。

次に、第6号議案の「豊後水道北部におけるいさきの採捕の禁止について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長

それでは、議案書の40ページをお開きください。

第6号議案は、委員会指示により豊後水道北部の大分県海域において、釣りによる全長20センチメートル以下のいさきの採捕を禁止するものです。

この委員会指示の禁止期間が本年3月31日で終了するため、新たに4月1日から翌年3月31日までを期間とする委員会指示を発出するものです。

なお、本議案については2月15日開催の豊後水道北部海面利用地区協議会及び3月11日開催の大分県海面利用協議会を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

41ページの斜線で示す大分県海域が対象海域です。

42ページに委員会指示案を載せていますが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

43ページにいさきの漁獲量の推移と放流量を掲載しています。県合計、豊後水道北部である大分北部海区ともに減少傾向ですが、近年は下げ止まりの傾向となっており、放流と資源管理に

より漁獲が維持されているものと考えています。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第6号議案につきましてご意見・ご質問はありますか。

須川委員 第5号議案と関連がありますが、放流しても近年は獲れるサイズが小さくなっていて漁獲量が伸びないのは、大きな魚になる前に天然のぶりが非常に多いので、それが食べているのではないかと思うんですけど、天然ぶりの水揚高とか漁獲量はどうなっていますか。

安部主任 須川委員がおっしゃるように、ぶりは長期的に増加傾向にあります。最新の国の統計で令和2年で1,214トンの漁獲があります。また、ぶりが稚魚を食べるというような情報は持ち合わせていません。ぶりが増えているのは事実です。

議長 他にご意見はありませんか。他にご意見もないようですので、第6号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、第6号議案については原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第7号議案の「知事管理漁獲可能量の設定について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 議案書の44ページをお開きください。

大分県知事は、漁業法第16条第1項の規定に基づき、大分県に配分された漁獲可能量を大分県資源管理方針の中で設定された知事管理区分に配分し、漁獲可能量を設定することになっています。

今回、知事管理漁獲可能量の設定にあたって漁業法の規定に基づき大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

45ページには、大分県知事から本委員会への諮問文の写しをつけております。

詳しい内容につきましては、担当の水産振興課からご説明します。

安部主任

水産振興課の安部です。

お手元の資料①の1ページ目をご覧ください。知事管理漁獲可能量とそれぞれの魚種ごとの知事管理区分について説明します。

知事管理漁獲可能量は漁業法第16条第1項に基づき、県知事が設定することになっています。具体的には、国から各都道府県に配分された特定水産資源、いわゆるTAC管理魚種について、漁業種類等で定めた知事管理区分に配分する数量を設定します。本県では現在、まあじ、まいわし、くろまぐろ小型魚・大型魚、するめいか並びにまさば及びごまさばが該当しています。

今回はこのうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日までが管理期間であるくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかについて漁獲可能量を設定するものです。

表の下の点線枠内をご覧ください。漁獲可能量の設定の考え方についてご説明します。国は、国全体の漁獲量のうち、上位8割を占める県に対しては、数量を明示して配分を行い、他の漁獲量の少ない県は現行水準といって、漁獲努力量を通じた管理を行っています。例外としてくろまぐろについては、国際的に厳格に管理を行っているため、全都道府県で数量明示で管理を行っています。

資料中段の表をご覧ください。大分県の漁獲可能量ですが、今回、くろまぐろ（小型魚）で3.8トン、くろまぐろ（大型魚）で6.4トンが大分県に配分されました。一方、するめいかは現行水準となり、目安数量として50トンが示されました。目安数量とは、表の下の※2にありますように現行水準管理を行う管理区分が、漁獲努力量を現状以下に抑えることにより管理するための目安となる数量のことで、数量明示の漁獲可能量のように漁獲量を超過しても、直ぐに助言や指導の対象となるものではありません。

本県で漁獲されるクロマグロ及びスルメイカはわずかであることから、漁業種類などに分けた管理ではなく、県全体で1つの管理区分とし、国から配分された全量を当該管理区分へ配分することとしています。クロマグロ小型魚は、漁獲可能量3.8トン、クロマグロ大型魚は漁獲可能量6.4トンです。するめいかは現行水準管理として、漁獲努力量を通じた管理を行うこととしており、漁獲努力量の指標はこれまでどおり漁船の隻数とします。

なお、表の右端の備考には、参考として令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の消化状況を載せていました。数量明示管理を行っているくろまぐろ（小型魚）は知事管理漁獲可能量3.7

トンに対し2月末時点における漁獲量が0.49トンで消化率は13.3%、くろまぐろ（大型魚）は知事管理漁獲可能量6.9トンに対し2月末時点における漁獲量が1.48トンで消化率は21.5%となっています。現行水準管理を行っているするめいかでは、1月末時点で7.7トンの漁獲となっています。

資料下段のその他には、知事管理漁獲可能量に関する事項を記載しています。国からの配分量は、最新の資源評価結果によって毎年更新されるので、今後、変更される可能性があります。また、国の留保枠や調整が整えば他県から漁獲可能量を貰う「融通」という仕組みもあり、漁獲可能量の上限を引き上げることも可能です。また、数量配分と現行水準の基準については、くろまぐろを除いて3年を目処に見直される予定です。

以上でございます。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第7号議案については、原案のとおり改正することを承認することでご異議ありませんか。

委員一同 （異議なし）

議長 異議がないようですので、第7号議案については、原案のとおり異議ない旨を知事に答申するとことします。

これで議案についてはすべて終了しましたが、報告事項があるようですので、事務局は説明願います。

事務局長 議案書の47ページをお開きください。大分県資源管理指針の変更についてです。これは毎年、検討を加え、必要があれば見直すものとされています。当該指針の変更にあたっては、海区漁業調整委員会に付議することとされていますので、今回、報告するものです。詳しい内容については、水産振興課からご説明します。

安部主任 水産振興課の安部でございます。それでは、説明させていただきます。

議案書の47ページをお開きください。「大分県資源管理指針」の変更についての報告事項です。この指針は、今後の資源管理のあり方の基本方針として、魚種又は漁業種類毎の具体的な管理方策を策定したものです。漁業者の自主的な取組である資源管理

計画は、この指針に基づき作成されています。続いて、資料②をご覧ください。1ページから18ページが改正案の資料となります。そして、19ページから、新旧対照表を掲載しております。31ページからが、「資源管理指針・計画作成要領」です。

19ページからの新旧対照表で説明をさせていただきます。右側が現在の指針、左側が今回の改正案です。変更部分に下線を引いています。全体をとおしまして、国の統計データや資源評価の発表に伴う数値及び表現の更新のみとなっています。

まず19ページ目の「大分県の魚種別漁獲量の推移」のグラフを更新しております。それに伴い、文章中の赤字部分の数字も更新しています。

20ページ目をご覧下さい。サワラの漁獲量の推移のグラフを更新しています。また、(1)資源及び漁獲の状況の文章中に引用した資源評価結果を2020年度から2021年度に更新しています。さらに、(3)資源管理措置の文章中の赤字部分「、種苗放流」ですが、サワラ資源の回復に伴い、令和3年度から種苗放流を実施しなくなつたため、この部分を削除しております。

21ページ目をご覧下さい。アサリとクルマエビのグラフを更新しています。アサリは現行の赤字部分「直近の10年間では平成18、19年を除き」の「直近10年」の中に平成18年、19年が含まれていないため、この部分を削除し、改正後の赤字部分「平成20年以降は」の文言を追加しています。

また、クルマエビの現行の赤字部分「平成14年以降減少傾向が続いている、特に平成22年以降」の文言ですが、グラフからは平成14年以降を確認できないため、改正後の赤字部分「減少傾向で推移し、平成22年以降は」と変更しております。

続いて22ページ目のタチウオ、23ページ目のアワビ類及びガザミ類、24ページ目のタコ類及びウニ類、25ページ目の上のグラフのナマコ類に令和2年のデータを追加し、更新しています。なお、25ページ目の下のグラフのハモ類ですが、国が公表する農林水産統計の集計対象となっていないため、現在、漁獲量データを独自に集計しています。そのため、令和2年の部分を集計中としています。

26ページ目をご覧ください。まき網漁業の漁獲量の推移のグラフに令和2年のデータを追加し、更新しています。令和2年は漁獲量が大きく増加していますが、これはマイワシの漁獲量が大きく増加したことによるものです。(1)資源及び漁獲の状況の文章にも、その旨記載して変更しています。

27ページ目をご覧ください。小型底びき網漁業の漁獲量の推

移のグラフを更新しています。また、戻って26ページの現行の赤字部分「平成14年以降減少傾向にあり、直近の10年間で大きく減少している。」とありますが、グラフ中に平成14年から平成17年が含まれていないため、改正後の赤字部分「減少傾向が続いている」と変更しております。

続いて27ページ目の後半から29ページ目には、その他の漁業種類のグラフに令和2年のデータを追加・更新しています。
以上でございます。

議長 ただいまの報告にご質問はありますか。

特になければ、その他委員さんから何かご意見等はありませんか。

なければ、これをもちまして本日の委員会を終了します。

事務局長 それではこれで本日の委員会を終了します。次回は5月に開催する予定ですので、日程が決まりましたらお知らせします。
本日は誠にお疲れ様でございました。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第8回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和4年3月18日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員